

島根県竹島問題研究顧問

藤井 賢二

竹島問題新資料発掘の意味



ふじい・けんじ 第2
～5期島根県竹島問題研究
会委員。論考の多く
を島根県のWeb竹島問
題研究所で読むことが
できる。

「竹島の日」が近づいた2月18日付本紙に、九州大の永島広紀教授が発掘した資料を紹介した記事「鬱陵島を日本と誤認 19世紀末大韓帝国高官の記録 韓国の竹島主張覆る可能性」が掲載された。

鬱陵島は1880年代に朝鮮人が住むことが許され、1900年に郡が置かれた。にもかかわらず、1896年に鬱陵島を見た朝鮮人の役人が、それを「マツシマ」と日本語で呼び、日本領と記録していた。その記録は大韓帝国（1897年に朝鮮から改称）の高官閔泳煥の遺作に収められた。鬱陵島についてすらそのような認識だったのに、それよりはるか遠方の竹島（韓国名・独島）について、朝鮮半島にあった政府が正確な認識や領有の実績を持っていたとは考えられないのではないか。このような趣旨だった。

資料発掘のきっかけは、2025年12月27日に韓国の『中央サンデー』（電子版）に掲載された申福龍前建国大教授のコラム「乙巳年を送りながら再び日本を考える」だった。彼は、ある日本の学者から「韓国の人たちは独島が韓国の領土であることを証明する日本の歴史的資料を持っていると話す」と言われ、閔泳煥が「独島を通過しながら『あの松島は日本の領土』と記録していた事実」を持ち出されたと書いている。この記録を永島氏が探り当てた成果が本紙記事である。

申福龍氏は「韓国側が悲憤慷慨で血書を書く間に日本の歴史学者は勉強していた」と日本の竹島問題研究の深化を認め、日韓間の問題への対応には「知識と『勉強』そして長い呼吸と『一定のあきらめ』が必要だ」と述べる。「日韓間に領土問題は存在しない」というかたくなな韓国政府の姿勢とは異なる彼の認識は評価できよう。

本来すべき論争に気付かせる

ただし、申福龍氏のコラムには指摘せねばならないことがある。まず、「松島」は江戸時代には今の竹島を指したが、明治時代には鬱陵島の名称になったことが理解されていないことである。従って、「独島を通過しながら」は「鬱陵島を通過しながら」が正しい。そして、「竹島が日本の領土であること」を証明する韓国の資料は誤解を招く。ある島がその国の領土であることを証明するのは、その国の政府がその島を自国領として扱ってきた事実の積み重ねである。他国の資料だけでは証明にならない。

1月に島根県の竹島資料室が公開した大谷・村川家文書で分かるように、江戸時代の日本人は幕府公認で鬱陵島に渡り、竹島も利用していた。このような資料のない韓国は、日本人の認識や日本政府の記録に竹島が韓国領だとするものがあるという主張で論争を挑んできた。明治政府が竹島を日本領ではない、さらには朝鮮領としたと韓国が解釈する「太政官指令」は、その例である。日本の研究者がこの解釈を否定するのに少なからぬ時間を要したように（日本国際問題研究所ウェブサイトに「竹島資料勉強会報告書『明治10年太政官指令』の再検討」参照）、日本は韓国の手法への対応に苦心してきた。

日本人の認識や日本政府の記録に竹島が韓国領だとするものがあるという韓国の主張を巡る論争は分かりにくく、また激しかった。それはまるで韓国にも竹島の領有根拠があるかのような印象を与え、竹島問題に関心を持つことを避ける日本人を生んだ。しかし、竹島問題において本来すべきなのはそのような逸脱した論争ではなく、日本と韓国のどちらにより確実に竹島を自国領として扱った事実があるかを比べる論争である。今回の記事で紹介された資料は、そのことに気付かせる意味でも重要なのである。